

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める件

新型コロナウイルス感染症の度重なるまん延は、地域経済に大きな影響を及ぼし続け、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

都市自治体では、コロナ禍への対応はもとより、地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療・介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など増大が続く財政需要に見合う財源が求められており、そのための財政措置と税財源の充実が強く望まれる。

よって、国会及び政府におかれては、令和4年度地方財政対策及び税制改正並びに今後の都市自治体の持続的な運営に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記

- 1 地方交付税は地方固有の財源であることから、国の歳出削減を目的とした総額の一方的な削減は決して行わず、地方の安定的な財政運営に必要な地方交付税などの一般財源総額を確保すること。特に、新型コロナウイルスの感染拡大を契機として見込まれる財政需要についても、必要な財政措置を行うこと
- 2 令和2年度に行われた減収補填債の対象税目拡大及び公的資金の配分について、今後の経済状況を踏まえ、令和3年度以降も継続すること
- 3 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。国の経済対策については、国の責任において国税や国庫補助金等により対応すべきであり、固定資産税の軽減措置等を用いないこと
- 4 令和3年度税制改正において土地に係る固定資産税について講じた、負担調整措置等により課税標準額が増加する土地について令和2年度の課税標準額に据え置く特別な措置については、令和3年度限りとする事
- 5 自動車関係諸税は、今後財政需要の増大が見込まれる都市自治体の担う道路・橋梁等の社会インフラの維持管理等を賄う貴重な財源であることから、そのあり方の検討は、適切な時期に、地方税財源の安定的な確保を前提として行うこと
- 6 炭素に係る税の創設又は拡充をする場合には、地域の市民・団体や事業者の社会経済活動に密接に関わり地球温暖化対策に重要な役割を担う都市自治体が、地域の実情に応じた諸施策を自主的かつ総合的に進めることができるよう、その一部を都市自治体の税財源として配分すること

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和3年10月12日

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

環境大臣

内閣官房長官 様

仙台市議会議長 赤間次彦